

# 局内監査(技術)結果の公表について

平成26年度から当局が発注する工事等の設計・施行における法規性、効率性、妥当性等の評価、業務プロセスの最適化を図ることを目的とした局内監査(技術)を毎年実施しています。局内監査を通じて、自律的なチェック体制を構築し、過誤発生の未然防止に努めています。



このたび、平成30年度局内監査(技術)の結果及び措置内容をお知らせします。

# 平成30年度局内技術監査の結果

## ○監査日程

〈書類審査〉平成30年6月29日～同年9月7日

〈現場審査〉平成30年7月20日～同年9月14日

今年度は、現場の施工状況を確認し、適切な施工監理が実施されているかの現場審査も実施しました。



## ○監査項目 (主な着眼点)



### (1) 不適正施工問題に係る再発防止策の実施状況の確認

- 埋戻し材料のサンプルの採取状況
- 埋戻し材料の納品伝票（写し）の原本照合の実施状況
- 埋戻し材料の出荷証明書（コピー不可）と納品伝票（写し）の照合
- 下請契約書の原本照合の実施状況
- 工事日報及び月報における工事写真の整備状況
- 現場チェック（パトロール）体制の状況

### (2) 設計変更事務手続きの確認

### (3) 工事写真撮影管理の確認（施工計画書）

### (4) 工事現場施工体制の確認（施工体制台帳、工事現場施工体制等チェックシート）

### (5) 過去の監査（行政委員会、局内）の結果に留意した事項

平成30年度局内監査（技術）は、6課を対象に監査を実施しました。

# 事例1

## 施工体系図の不備に対する指摘

工事現場に施工体系図が掲示されているものをよく見かけるよね。この現場には掲示がないなあ～



【施工体系図】



### 【規範】 〈土木工事共通仕様書〉

受注者は、建設業法の定めに基づき、各下請業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を所定様式により作成し、入札契約適正化法の定めに基づき、**工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、下請契約締結後10日以内に監督員に提出しなければならない。**

#### 〈措置内容〉

工事現場における施工体系図の掲示を徹底するよう受注者への指導・教育を行います。  
また、監督職員に対して、指示・指導を行います。

#### 《継続的な取組み》

会議及び係ミーティングにおいて、工事ごとの実施状況を報告するなどして、現場チェックについて継続して取り組んでいきます。



## 事例2

### 現場施工体制に対する指摘

この現場では施工体系図が掲示されているね。  
下請負者は、A社、B社、C社と記載されているね。

でも、作業員さんのヘルメットや作業着にはZ社と記載してあるけど・・・

【施工体系図】

| 工事概要  |     | 現場管理  |    | 安全管理   |    | 品質管理   |    | 環境管理   |    |
|-------|-----|-------|----|--------|----|--------|----|--------|----|
| 工事名称  | 〇〇〇 | 現場責任者 | 〇〇 | 安全責任者  | 〇〇 | 品質責任者  | 〇〇 | 環境責任者  | 〇〇 |
| 現場主任  | 〇〇  | 現場副主任 | 〇〇 | 安全副責任者 | 〇〇 | 品質副責任者 | 〇〇 | 環境副責任者 | 〇〇 |
| 現場班長  | 〇〇  | 現場副班長 | 〇〇 | 安全副責任者 | 〇〇 | 品質副責任者 | 〇〇 | 環境副責任者 | 〇〇 |
| 現場作業員 | 〇〇  | 現場作業員 | 〇〇 | 現場作業員  | 〇〇 | 現場作業員  | 〇〇 | 現場作業員  | 〇〇 |

受注者  
(下請負者)  
A社  
B社  
C社



#### 【規範】

#### 〈公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律〉

(各省各庁の長等の責務)

第16条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 〈措置内容〉

現場の施工体系図は、最新のを掲示するよう、受注者を指導します。

#### 《継続的な取り組み》

係ミーティングを通じて状況を確認し、その都度受注者指導を行います。



## アスファルト乳剤の散布に対する指摘

道路復旧ももうすぐ終わり。最後の工程は、アスファルト舗装だね。アスファルト舗装前にプライムコート（アスファルト乳剤）の散布が必要！

どういふ方法で散布するんだろう・・・



アスファルト乳剤散布前



手作業か・・・

均一に散布できるのかのう・・・



アスファルト乳剤散布後



やはり散布ムラができたのう・・・



## アスファルト乳剤の散布に対する指摘

### 【規範】 〈土木工事共通仕様書〉

プライムコート及びタックコートの散布に当たっては、縁石等の構造物を汚さないよう留意しながらアスファルトディストリビュータ又はエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。

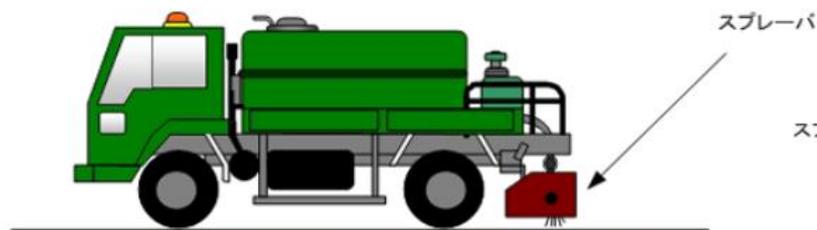


図-3 ディストリビュータによるアスファルト乳剤の散布

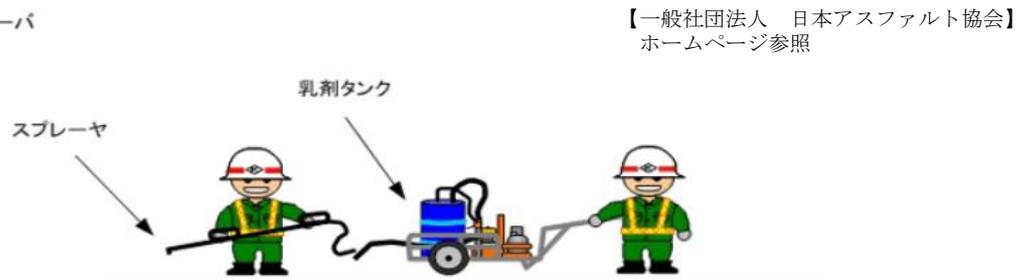


図-4 スプレーヤによるアスファルト乳剤の散布

【一般社団法人 日本アスファルト協会】  
ホームページ参照

### 〈措置内容〉

土木共通仕様書に記載された機械を使用することや、端部まで散布することについて受注者指導を行い、改善するよう努めていきます。

### 《継続的な取組み》

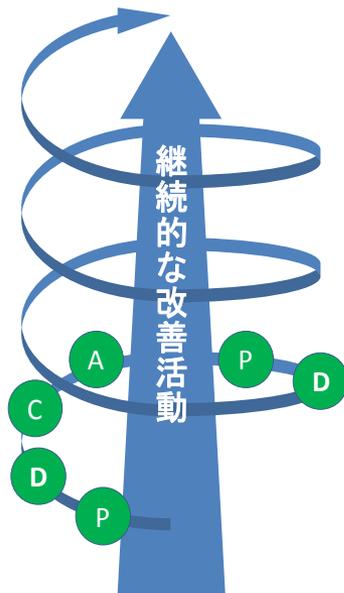
現場巡視時等に乳剤散布状況についても確認することとし、継続的に監督職員から受注者に対して指導します。



今回は、3事例を報告させていただきました。  
いずれも現場審査で検出した事例であることから、**現場巡視の強化**が課題であります。

今後は、効率的かつ効果的な現場巡視のルールを具体的に定めることで、工事現場における“チェック”を強化していきます。

また、適宜、現場巡視の方法を評価し、必要に応じて改善する、いわゆる『**PDCA**』を回しながら継続的に取り組んでいきます。



P : Plan (計画)  
D : Do (実行)  
C : Check (評価)  
A : Action (改善)

